

令和2年12月23日
文化庁著作権課

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）」について、令和2年11月13日から令和2年11月27日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を1件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分野	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 総論	<p>国等の手数料免除規定が SOFTIC の負担となっているのであれば、是正されるべき。</p> <p>著作権登録制度を使いやすい制度とするためのさらなる施策を期待する。</p>	<p>前段については、ご指摘のような観点から、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第48号)において、プログラム登録に関する国及び独立行政法人の手数料の免除規定を廃止しており、また、本政令案においても、国立大学法人等及び日本司法支援センターの手数料の免除規定を廃止しております。</p> <p>後段については、今回意見募集の対象としている政令案の内容に直接関わるものではありませんので、参考意見として承ります。</p>